

令和 7 年 度 社会福祉法人阿波市社会福祉協議会 事業計画

『基本方針』

私たちの生活に大きな影響を与えた新型コロナウイルス感染症は、法的位置づけの見直しにより、アフターコロナの時代を迎えています。しかし、コロナ禍の影響は大きく、地域における生活様式の変化により住民同士の交流の機会が減少し、つながりが希薄化するなど社会的な孤立・孤独の問題がより一層深刻さを増しています。

また、近年の物価高も相まって生活に困窮し相談機関につながる方が大幅に増えている一方、支援が必要な状況にも関わらず、必要な支援につながらず、課題がより深刻化してしまうことも社会的な問題となっています。

こうした状況を踏まえて、福祉のまちづくりに取り組んできた社会福祉協議会においては、これまでに培ってきた専門性を生かし、地域住民や多様な機関・団体等との協働により、プラットフォームとしての役割を十分に発揮し、地域福祉の推進に、取り組んでいきます。

さらに、財政基盤の安定を図るために、経営上の課題に取り組み、今後ますます財源が厳しくなる中で、自主的で健全な経営をめざし、継続して組織改革に取り組んでいきます。

本会の果たす役割・使命を改めて認識し、次の4項目を重点事業とし、ともに生きる豊かな地域社会の実現のため、地域に根ざした事業展開を図ります。

（重点事項）

1. 社会福祉協議会の活動基盤の整備と健全経営の確立
2. 災害に強い地域づくりの推進とボランティア受入れ体制の整備
3. 断らない相談支援と関係機関との連携強化
4. 多職種と連携し適切な介護サービスを継続して提供



1. 法人経営部門

本会事業の取り巻く現状は、ますます厳しさを増しています。安定的な社協経営を確立するため、法人経営基盤の見直しに努め、阿波市社会福祉協議会としての「総合力強化」を目標に組織経営改革に積極的に取り組みます。

(1) 法人運営基盤の強化

ア. 会務の推進

本会の組織運営をはじめ、事業計画・予算及び決算等運営全般の審議を行うとともに、各機関間（理事会、評議員会、監査）の相互牽制機能の強化に努めます。

イ. 組織・機構の総体的な見直し

効率的な法人運営を行うために、組織を肥大化させず、柔軟かつ的確に対応できるよう組織全体を総体的に見直していきます。あわせて、職員の専門性や適応性を勘案し、適正な配置を行います。また、財政の健全化と共に、福祉サービスや地域福祉の向上を目的とした今後の組織を支える職員構造のあり方も検討します。

ウ. 会員制度の充実

会員の期待を十分に勘案し、それに応える事業展開をするとともに、収支のコストと費用対効果を意識し、経費の収支を明確にします。

エ. 会計・事務処理の効率化の実現

業務全般にわたり効率化と経費の削減を進めるため、月次経営収支、業務実施状況、月次業務予定等を周知し、現状に即した事業予算の執行状況を明確にした健全な事業運営に努めます。

オ. 職員の資質向上

全ての職員を対象とした職場研修の実施や職員の資質、専門性の向上のため、業務上必要な資格取得を奨励し必要な支援を行います。

カ. 法令遵守の管理体制の強化

個人情報等の適切な取り扱いを徹底するとともに、法令遵守に対するガバナンスの強化や運営の透明性の確保を徹底し、会員たる住民に対する説明責任を果たしていきます。

キ. 働き方改革への取り組み

ワークバランスが実現できるようにするため、年次有給休暇の取得推進、非正規職員の処遇改善に取り組み、魅力ある職場づくりを進めます。

ク. 経営・財政基盤の強化

地域住民の福祉ニーズにすみやかに対応し、きめ細かなサービスを提供するために自主財源の確保に努めます。

ケ. 指定管理施設の運営管理

指定管理者制度による施設の効率的な維持管理と運営を行います。

(2) 苦情解決機能の強化

サービス利用者がより良くサービスを活用し、自己実現につながるように、お客様相談窓口の存在を周知し、第三者委員の活動など苦情解決機能を強化します。



2. 地域福祉活動推進部門

災害に強いまちづくりの推進とボランティア受入れ体制の整備を基本理念に、住民同士のつながりを強化するとともに、今以上に他団体と連携し安心して暮らすことができる地域づくりを目指します。

(1) 地域福祉活動計画の実行

第3次地域福祉活動計画の活動を基本に、住民や他団体と連携し住民が主体となった地域福祉の推進に取り組んでいきます。

(2) 地域福祉推進委員会の設置

地域課題を踏まえ、課題解決に向けての話し合いを進めていきます。
また、各地区の特色を活かした積極的な地域福祉の推進をしていきます。

(3) 地域見守りネットワーク活動の推進

- ・小地域サロン活動への支援、協力の強化
- ・各種団体、関係機関との連携強化とネットワークの拡大
- ・緊急時における関係機関との連携体制の整備
- ・困りごとへの気づきに焦点をあてた居場所づくりの整備

(4) ボランティア・住民活動の推進

ボランティア活動の推進のため養成研修の実施や活動に関する広報啓発活動、ボランティアセンターの機能強化、地域資源の活用による事業の一層の充実を図り、心豊かな福祉のまちづくりを推進していきます。

ア. ボランティアセンター事業

地域で安心して暮らせるまちづくりのために本所・各支所で柔軟に対応できるようにボランティアの拠点を整備していきます。

(ア) ボランティアの養成

ボランティア活動を支える知識や技能の習得の機会を提供するため各種養成講座や体験できる機会の場を提供し、人材育成に努めます。

(イ) 地域福祉教育の推進

市内の小・中・高等学校を対象に、福祉教育の研究と実践を通して、児童や生徒の健やかな成長に応じ、思いやりのある福祉の心を育成します。また、各地域において福祉教育ボランティアの育成を行います。

(ウ) 災害時に備えた要援護者支援体制づくりの整備

地震などの大規模災害に備え、災害時要援護者の把握や災害活動支援ボランティアの育成や研修を行います。

また、ボランティア受入れ体制の整備を整えます。

- ・各種研修会（防災体験・研修会の開催）
- ・市並びに市内社会福祉法人施設や関係機関との連携
- ・阿波市社協職員災害時対応マニュアルの整備と確認
- ・災害ボランティアセンター運営マニュアルに沿った共通理解の実施
- ・アマチュア無線クラブ非常通信ボランティア活動の推進

・防災啓発事業（自主防災訓練、市防災フェスタ等）への参加・協力

（５）阿波市生活支援ボランティア事業の推進

介護保険制度等で頼めない日常のちょっとした困りごとを地域の方と一緒に支え合い、「誰もが住み慣れた地域で自分らしい生活ができ、健康寿命を延ばしていけるよう」ちょこっとサポートの啓発活動や支援をしていきます。

（６）善意銀行を活用しての地域課題の解決と支援

地域のニーズや課題に柔軟に対応できるよう支援・協力をしていきます。

（７）障がい者の自立に向けた環境づくり

障がいのある方が気軽に集まれる場や、社会参加促進、支援関係者のネットワークづくりを一層強化します。

ア．地域生活支援事業（市受託）

（ア）理解促進研修・啓発事業

日常生活及び社会生活をする上で生じる「社会的障壁」をなくすための啓発活動を実施します。

（イ）移動支援事業

社会生活上必要不可欠な外出、及び余暇活動等や社会参加のための外出を支援します。

（ウ）スポーツ・レクリエーション教室開催等事業

スポーツを通じて体力増強や交流、親睦や自立と社会参加の推進を目的として、障がいの程度に関わらず、誰もが参加出来るニュースポーツを中心に開催します。

（８）共同募金・歳末助け合い運動の推進

地域福祉推進のため、共同募金運動に支援と協力をしていきます。

（９）各種団体の事務局として活動支援

福祉団体の自立運営に向けた支援を行います。

- | | |
|--------------|-----------------|
| ・阿波市身体障害者会 | ・阿波市老人クラブ連合会 |
| ・阿波市手をつなぐ育成会 | ・阿波市母子寡婦福祉連合会 |
| ・阿波市婦人団体連合会 | ・地区民生委員児童委員協議会 |
| ・阿波市遺族会 | ・阿波市ボランティア連絡協議会 |



3. 相談支援・権利擁護部門

地域住民の多様かつ複合的な課題を受け止め、相互の信頼関係を築きながら寄り添い、課題解決と自立を支援します。

また、関係機関との包括的な支援を行い、早期かつ確実に必要な支援につなげます。

(1) 総合相談支援の充実（ふれあい福祉センター事業）

住民一人ひとりの困りごとや相談を受けとめるため、市や他機関と連携を図り「総合的な相談体制をつくる」ことが必要とされています。地域には、制度の狭間にある方や引きこもりの問題など複雑な困りごとを抱えている方もいます。自らSOSを発信できない方へはアウトリーチ活動（訪問活動）を取り入れながら、身近な相談相手である民生委員児童委員等と協力し、福祉の総合相談窓口体制を目指します。

- ・心配ごと相談、無料法律相談、行政相談、人権相談、結婚相談
- ・心の相談
- ・障がい者の親の心のケア（土成支所）
- ・福祉・介護相談
- ・成年後見・相続・遺言相談（本所）
- ・年金相談（吉野支所）

(2) 民生委員児童委員との連携

地域住民が抱える生活課題やこれに対応するサービスも多様化する中、民生委員児童委員及び関係機関・団体との連携強化を図り、地域住民にとって最も身近な相談・支援者である民生委員児童委員と地域における福祉ニーズを発見し、課題解決に向けて取組みます。

(3) 生活困窮者に対する生活支援

市民が地域社会において、日常生活を営む上で直面する様々な生活困難課題を緩和及び解消するため、幅広い分野の関係機関と連携し柔軟な個別支援を行います。

ア. 生活困窮者自立支援事業（市受託）

生活に困窮し、最低限の生活を維持することができなくなるおそれのある方に対して、個々の状況に応じた支援を行い、自立の促進を図ります。

・自立相談支援事業

本会に「くらしサポートセンター阿波」を開設し、経済的理由等から生活に悩みや課題を抱える方の相談を受け、活用できる各種サービスや情報提供及び助言を行います。また、継続的な支援が必要な場合は問題解決に向けた支援計画を作成し、自立した生活を送れるよう支援します。

・就労準備支援事業

自立相談支援に基づき、直ちに就労することが困難な方に対し、可能な限り就労による自立を目指すことができるよう、生活面や福祉面も含めて支援します。

・家計改善支援事業

家計改善支援員を配置し、自立相談支援機関と協働して生活困窮者から

の相談に応じ、家計の見直しなどを共に行うことにより、家計を管理する能力を高め、早期に生活が再生されるようきめ細かく支援します。

・こどもの学習・生活支援事業

世帯の経済的理由等により学習の機会が失われないよう、高校受験や将来の自立に向けて学びの機会を提供し、生活習慣の改善に関する助言や、養育相談を行います。

イ. 生活福祉資金貸付事業（県社協受託）

エネルギーや食料品等の価格高騰の影響により、経済的に困窮されたり、就労や心身等の状況で社会的に困窮された世帯が増加しており、それぞれに多様な課題を抱え、厳しい状況を余儀なくされています。そのため、生活保護に至る前段階での支援がますます重要とされ、生活困窮者自立支援の選択肢の 1 つとして役割を担い、民生委員児童委員や関係機関との相互の連携のもとで、様々な生活支援サービスと合わせ一人ひとりに寄り添いながら生活再建に努めます。

（４）権利擁護支援に関する取組み

判断能力の不十分な認知症高齢者や知的障がい者・精神障がい者等の権利や財産を守り、本人が自立した生活を送れるよう支援します。

ア. 日常生活自立支援事業（県社協受託）

・判断能力が十分でない方に対し、福祉サービスの利用援助やそれに付随する日常的な金銭管理・書類等の預かりを支援します。

・専門員、生活支援員の配置

イ. 法人後見事業（独自）

・意思決定が困難な方の判断能力を補うため、本会が家庭裁判所の受任を受け、成年後見人・保佐人または補助人になることにより財産管理や身上監護を行い、その権利を擁護します。

・後見業務の実施にあたり、弁護士・司法書士・社会福祉士などの専門職と行政職員や障がい者施設職員等による運営委員会を適宜行い、受任の適否の判断や後見業務の指導を受けながら適正な後見業務を実施します。

ウ. 金銭管理等支援サービス事業（独自）

初期認知症等加齢により心身の不安定な状態の一人暮らし高齢者や障がい者等で自己決定能力が低下している方が、自立した地域生活を送れるよう日常的な金銭管理等のサービスを実施し、見守り等を行います。

（５）高齢者・障がい者・児童等に対する虐待防止活動の推進

高齢者・障がい者・児童への虐待の防止のため、これまでの各種の虐待防止に関する取り組みを強化するためのネットワークの構築や相談支援の強化を行います。

4. 介護・生活支援部門

介護保険法、障害者総合支援法に基づき、介護ニーズに応じた機動的なサービスを提供します。

その人らしい生き方・生活を尊重し、支援や介護が必要な方が安心して生活が継続できるよう、必要に応じて柔軟に支援ができるように努めます。

また、自然災害や感染症対策に係る体制の整備に努めます。

(1) 在宅福祉サービス部門の機能強化

ア. サービスの質の向上

資格試験の幹施や各種研修等を通じて、資質の高い職員を養成し、よりきめ細かいサービスの向上に努めます。また、様々な広報媒体や機会をとらえ、住民に対する介護サービスの制度や仕組みの周知に努めます。

イ. 経営体制の整備

事業を安定的に継続するためにサービス提供状況について把握・分析をして健全経営を推進し、新規利用者の獲得と事業の運営加算等による収入の増加を図るとともに、コスト削減を徹底し安定した収益が望めるように努めます。

ウ. 地域福祉の推進と在宅福祉サービスとの連携

創意工夫によりサービス提供を通じて生活課題の解決に向けて、本会の行う小地域ネットワーク事業等の地域福祉活動に利用者と家族を組み入れ、利用者の意思に基づき、地域の中で自立した生活を営むことができるよう支援する在宅福祉サービスに努めます。

エ. 各部門間の連携

本会の法人運営部門、地域福祉推進部門、地域包括ケアシステム、医療体制、各介護サービス事業者等との連絡体制を密に行い、恒常的な情報交換・研修会・経営会議等において連携を深めていくように努めます。

オ. 財務体質の向上

制度の動きを常に把握し、法改正や報酬改定といった制度環境の変化に備えます。

(2) 介護保険サービス事業・地域支援事業の経営

居宅介護支援事業や各種指定居宅介護サービス事業、地域支援事業を実施して、介護・支援を必要とする世帯を支援し、在宅福祉の充実を図ります。

また、要支援と認定された高齢者が要介護状態になることを予防し、自立した日常生活を営む事が出来るように支援するための介護予防・日常生活支援サービスを利用者の選択に基づき提供いたします。

地域福祉との連携によって、介護保険法・地域包括ケアシステムに対応できる体制を整え、取り組みを充実します。

ア. 居宅介護支援事業

介護支援専門員が要介護状態及び介護予防・日常生活支援事業対象の方に対し、ご本人様とご家族様が、サービスを選択、決定した介護支援計画を作成し、医療機関及び各介護サービス事業者との連携を図りながら、ご本人様とご家族様の望む日常生活ができるよう支援します。

イ. 訪問介護事業

訪問介護員が要介護者、要支援者宅を訪問し、必要な生活支援や身体介護、助言等を行います。

ウ. 通所介護事業

利用者の社会的孤立感の解消や心身機能の維持向上、介護者の身体的・精神的な負担の軽減を図り、送迎、健康チェック、入浴、食事等を提供し、日常生活が円滑に営めるよう生活指導・口腔体操・集団体操・レクリエーション等の各種サービスを行います。

(3) 介護認定訪問調査業務の受託

介護認定申請者に対して、介護支援専門員の資格を持つ調査員が自宅などに訪問し、公正・中立的な立場で心身の状況の調査を行います。

(4) 障害者ホームヘルプ事業

利用者宅を訪問して介護や家事等の必要な援助を行います。
(居宅介護・同行援護)

(5) 阿波市地域活動支援センターの運営（市受託）

(あわデイサービスセンター併設)

利用者の有する能力に応じて日常生活が送れるよう創作活動・生産活動・社会との交流を持ち、自立心や社会性を育めるようにして孤立感の解消を行います。



5. その他、地域福祉推進及び本会の運営に必要な事業

(1) 阿波市デマンド型乗合交通予約センター

(阿波市地域公共交通活性化協議会受託)

デマンド型乗合交通の予約センター業務を受託し、買い物や通院のための交通手段の確保に努めます。